

条例改正

条例改正

「82人」を「64人」に改める。
農業委員会の事務部局の職員「3人」を
「4人」に改めるもの。

■消防団の設置等に関する条例の一部改正

賛成全員
可決
上位法の改正によるもの。

特別職員の給与に関する条例の一部改正
賛成全員
可決
人事院勧告に伴い、特別職員の期末手当の支給率を減じるもの。

■職員の給与に関する条例の一部改正

賛成18 反対3
可決
人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定が行われることに準拠し、同様の改定を行うもの。

■副市長定数条例の一部改正

賛成全員
可決
「2人」から「1人」に改めるもの。

■職員定数条例の一部改正

賛成全員
可決
市長の事務部局の職員「373人」を「354人」に改め、教育委員会関連の職員

■市営土地改良事業の施行

賛成全員
可決
団員の定員を「1700人以内」を「1550人以内」に改めるもの。

■市道路路線の認定

賛成全員
可決
八木町神吉地内の農地農業用施設災害復旧事業

■市道路路線の認定

賛成全員
可決
園部町小桜町・美園町間（東濠支線）の市道認定

議員提出議案

議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
賛成全員
可決
議員の期末手当の支給率を減じるもの。

可決

議員の期末手当の支給率を減じるもの。

■平成22年度一般会計補正予算（3号）に対する修正案

賛成2人 反対19人
否決

一般会計補正予算に対する付帯決議

賛成19人 反対2人
可決

庁舎改修事業においては、施設の有効活用を前提に、市民ニーズの把握に努め、庁内で十分な協議と意思の疎通を図り、市民の利便性、安全性、効率性に配慮すること。
なお、右記に指摘した内容など、活用に向けた関係資料を議会に示したうえで、予算執行すること。

以上決議する。

平成22年12月15日

南丹市議会

請願書の取扱い

○中学校給食の早期実現を求める請願書

請願者
中学校の給食をしてほしい有志の会
代表 吉田 恵理

○TPPの参加に反対する請願

請願者
産業建設常任委員会
で審査の結果、賛成全員で採択すべきものと決し、本会議では賛成多数で採択しました。

○精神障害者への福祉施策に関する請願

請願者
南丹市精神福祉推進
家族会園部支部
代表 垣村 武夫
他3名

陳情書の受理

「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書提出に関する陳情

夫婦別姓に反対する京都府民の会
事務局長 高木 実

要請書の受理

取調への可視化の実現に関する決議・意見書採択の要請について

京都弁護士会
会長 安保 嘉博

一般会計補正予算（第3号）討論

賛成討論（要旨）

丹政会
橋本 尊文 議員

本予算の特筆すべきは2点である。過疎地域自立促進特別事業債（ソフト事業）の計上は地域の自立促進や地域福祉、地域格差是正の向上を目指し、保健福祉や地域医療等の高齢者対策、少子化対策、地域環境と拠点整備機能を高める内容の施策であり、過疎地域の自立促進や市域の均衡ある発展に寄与する。

市庁舎等改修事業は議会で庁舎活用を前提とした買収の議決を受け、9月議会で改修事業費が採択され、すでに調査が実施中である。組織条例改正案は撤回されたが、庁舎としての早期の有効利用、市民の利便性向上には本予算執行は必要である。今後の活用内容には十分な精査検証を求めた上で、賛意を表する。

反対討論（要旨）

日本共産党市会議員団
高野 美好 議員

「ふるさと南丹応援寄附金」610万円を11の事業に充てるとしているが、その大半である10事業については、年度当初に予定した事業のままで、一般財源から寄附金にという、財源だけを組み替えた予算編成となっている。お粗末としか言いようがない。

おそらく、寄付をされた方は、本市をよくしてほしい、寄附金が一助になればとの熱い思いを持たれていると考えられる。

寄附金の趣旨ののっとなって、新たな事業を構築してこそ、寄附された方の「ふるさと南丹への熱い思いに応えること」になる。

各職場での議論を積み上げた予算編成を求めて、反対討論とする。

一般会計補正予算に対する付帯決議

賛成討論（要旨）

山下 秋則 議員

本補正予算案には、法務局跡の建物を市民サービスをワンストップ的に提供する庁舎とするための庁舎等改修費5764万8千円が計上されているが、目的、事業計画について十分な検討がなされたとは言えない。

市民が気軽に相談できる体制の充実として、今の本庁舎の状況も含めて考えると、相談場所の確保などは喫緊の課題。市民にとって利用しやすい庁舎とはどうあるべきか、本庁舎も含めた庁舎全体としてとらまえ、庁内で十二分に検討し、市民の利便性、安全性とサービス提供の効率性に十分配慮した適切な計画を議会に示し、議会の理解を得た上で、本事業予算の執行がなされるべきものと考えられる。

職員の給与に関する条例の一部改正

反対討論（要旨）

日本共産党市会議員団
高野 美好 議員

賃金引き下げの影響は、市内の中小企業労働者の一時金や来春闘に及ぼす影響も大きく、消費不況が一層進むことになる。

昨年に続き、過去に遡る「年間調整」をするとしているが、これは労働者の権利の問題として認められない。

また、俸給表がマイナス改定される職員と現給保障層の職員だけで、「調整」するために不公平が生じている。

国家公務員給与との比較として使われている「ラスパイレス指数」は、本市では、89・8と極めて劣悪な状況下におかれている。

マイナス勧告がされた今年こそ、根本的な改善策を示す必要がある。